

諸 課 題 検 討 会 記 録

令和 7 年 6 月 2 5 日（水）

杉 並 区 議 会

目 次

諸課題検討会の会議記録について	3
議員定数の見直しについて	3
次回の検討会に向けた委員の意見調査について	1 4
次回の開催日程について	1 5

諸 課 題 検 討 会 記 録

日 時	令和7年6月25日（水） 午後0時59分～午後1時55分			
場 所	第3・4委員会室			
出席委員 （13名）	会 長	矢 口 やすゆき	副 会 長	山 本 ひろ子
	委 員	わたなべ 友 貴	委 員	富 田 た く
	委 員	小 池 めぐみ	委 員	安 田 マ リ
	委 員	赤 坂 たまよ	委 員	渡 辺 富士雄
	委 員	奥 田 雅 子	委 員	ブランシャール明日香
	委 員	田 中 朝 子	委 員	ほらぐち ともこ
	委 員	堀 部 やすし		
欠 席 委 員 （1名）	委 員	安 斉 あきら		
委員外出席	（なし）			
出席説明員	（なし）			
事務局職員	事 務 局 長	秋 吉 誠 吾	事 務 局 次 長	村 野 貴 弘
	議 事 係 長	蓑 輪 悦 男	担 当 書 記	福 島 伊 織
	担 当 書 記	上 田 直 輝		

(午後 0時59分 開会)

会長 諸課題検討会を開会いたしたいと思います。

選挙後、またお足元が悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、安斉委員より欠席との連絡を受けております。

議題に入る前に LINE WORKS でもお知らせしておりますが、本検討会の資料はPDFデータとして SideBooks に格納しておりますので、パソコン等で御確認をお願いいたします。

《諸課題検討会の会議記録について》

会長 それでは、初めに、諸課題検討会の会議記録についてですが、5月22日の分について、事前に各委員にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《議員定数の見直しについて》

会長 それでは、これより議員定数の見直しについて検討を行っていききたいと思います。

まず、皆さんに事前に御配付した資料について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

議事係長 それでは、私のほうから、日程に資料名が書いてございますが、資料の順番で説明させていただきます。資料は委員の皆様に議員定数に関して検討していただくための基礎資料として準備したものでございます。説明が少し長くなりますが、御了承願います。

最初に、23区等の議員定数調査、一枚物の資料ですが、御覧いただければと思います。御覧のとおり特別区23区と、あと下の欄に米印で注意書きで記載してございますが、政令指定都市を除く50万人以上の7市について、令和6年1月1日時点の住民基本台帳、議員の条例定数等をまとめたものになります。表の左側から4列目になりますが、こちらにつきましては、それぞれの区の人口を議員定数で割った数値となります。

参考までに23区について議員1人当たりの人口の多い順番を、杉並区までちょっと申し上げます。一番1人当たりの人口が多いのが世田谷区1万8,363という形になります。2番目が江戸川区、3番目が足立区、4番目が練馬区、5番目が大田区、6番目が板橋区、7番目が江東区、8番目が杉並区で1万1,934人という数値になります。以下、省略させていただきます。

続いて、右側の欄になりますけれども、直近の議員定数の改正状況になります。昨日で申し訳ございませんでしたが、資料の訂正を御連絡した部分、23区の一番下の江戸川区のところをちょっと御説明させていただきますと、令和5年3月に44人から42人、2人減で改正をしております。ただ、施行につきましては、欄外の注1に記載してございますが、令和9年の一般選挙から施行するという規定になってございます。

こちらの議員定数の資料については、一旦ここで終了させていただきます。

続きまして、議員定数関係例規、資料の2つ目になりますけれども、そちらのほうを御覧いただければと思います。こちらにつきましては、議員定数に関する地方自治法と区の関係している条例を説明させていただくものです。

まず1番目、地方自治法になりますが、現行の自治法の議員定数の規定ということになります。第91条「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。」と1項めでそう規定されております。下のほうの②に記載しているところですが、これは平成23年に自治法が改正されて今の条文になっているんですが、それ以前は人口の規模に応じて議員定数の上限が定められておりました。「市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲で定めなければならない。」ということで、1から11号までございます。仮にこの条文に杉並区を当てはめてみますと、今57万人ですので、10号に当たりますが、人口50万から90万未満の市ということで56人ということになります。

一番最後の条文ですが、281条の6、この当時は特別区に限って「議員の定数は、56人を超えてはならない。」という規定がございました。こちらの23年改正以前は、もう過去の法律ということですので、参考までに記載したものにになります。

こちらの資料、裏面ということになります。SideBooksですと2ページ目を御覧いただければと思います。こちらは杉並区議会基本条例（解説付き）とございますけれども、こちらでも議員定数のことを記載してございます。読みますと、23条「議員定数は、杉並区議会議員定数条例で定めます。」、「議員又は委員会が、議員定数に関する条例改正の議案を提出する場合は、この条例の基本理念等を踏まえるものとします。」と。この基本理念の条文を、ちょっとその枠の下になりますけれども、米印で補足という形で書いてございますが、これは議会基本条例の基本理念、第3条ということになります。後半部分だけ読ませていただきますと、「区民の負託に応える議会活動を行うため、公平かつ公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すもの」としているものでございます。

解説のところですが、けい線の中になりますけれども、こちらは条文の表記を分かりやすく平易な形で記述したものにになります。後半の議員定数の変遷ですが、

こちらは、昭和1桁から今現在、いつの時点で定数が増減した経過を資料としてつけているという位置づけになります。

最後の部分ですが、下のほう、3番目、議員定数条例になります。こちらは1条でできている条例になりますが、「杉並区議会議員の定数を48人とする。」という現在の規定になります。議員定数を改正するとしたら、こちらの定数条例を改正するという形になります。

関係例規の説明は以上になります。

続きまして、資料の3つ目になりますけれども、議会基本条例に関する部会における議論経過と、検討の際の資料を議員定数に関する部分のみ、少し分かりにくいところもあるかもしれませんが、抜粋してPDF化したものをお配りしております。議会基本条例に関する部会について少し説明をさせていただきますと、杉並区議会基本条例は令和4年3月に制定されております。検討の主体は、当時の議会改革特別委員会で検討されておりますが、条文や解説を作成するに当たって、議員間討議をより深めるために、非公開の議会基本条例に関する部会を設け、その中で検討を進めてきた経緯がございます。日程のところに資料の日付が出ておりますが、13回分ございます。かなりの年数と会議数で検討されているものになります。今回、議員から指定された議員定数の見直しの課題に、根拠条例の裏づけの明確を含めた検討とございますので、部会の検討経過が参考になればということで用意したものでございます。

資料をちょっと見ていただきたいと思いますんですが、資料自体に通しのページがございますので、全体で66ページあるんですが、何度かクリックすると66分の何々という形でSideBooksにページが表記されますので、そのページ番号でどの資料があるのか、どのような議論経過があったのか、かいつまんで、最初と中間と最後をちょっと御説明させていただきます。

まず最初に、SideBooksの1ページ、めくって一番最初になりますけれども、御覧いただければと思います。こちらは平成29年9月8日の議論経過、記録の要旨的なものになります。黄色いラインが引いてあるところが議員定数のことに触れている箇所になります。出席委員の名簿がありまして、あとどんなことが検討されたか、見出しごとに書いているつくりになっています。例えば「議員定数」条文についてというのがありますが、主意見として、議員定数を定める際の理念を書いて、定数の改正については条文に入れないほうが良いという意見もあれば、その下のほう、5つ目ですが、定数を決めるに当たり区民意見も考慮するといった文言を入れたほうが良いと、そんな意見もございました。このときの取りあえずの条文の案といえますか、たたき台

になっているのが、ページでいいますと3ページ目になりますが、検討後の議員定数の条文案ということで、一番最初の頃の案文になりますが、「議員定数は、区政の現状と課題、社会情勢の変化、区民意見等を考慮し、別に条例で定めます。」と、解説については、定数改正の変遷、補欠選挙について記載するというまとめになっています。

これが最初の頃の案文ということになりますが、これからちょっと中間の検討に入っているところで、かなり飛ぶんですが、35ページをクリックしてページを入れて検索していただいてよろしいでしょうか。ここに25条のところなんですけれども、検討の課題としてですけれども、定数の在り方の議論が行われていない中、条文及び解説文に、区政の現状、社会情勢の変化、区民意見等を考慮しの理念的な文言を入れるのは難しいと、ほかによい表現はないかということで課題提起がされて、以降についてはこの方向で、具体的なここに書いてある区政の現状とか社会情勢、これを入れない形でどういう代替の表現があるか検討をしていくという流れになっています。

続いて、後半のほうになっていきますけれども、53ページを見ていただければと思います。細かくは説明は省きますけれども、いろいろな修正案が条文の本文と解説それぞれに提案されまして、どういった形でまとめていくのか、当時の委員の方々がいろいろ思案しながらまとめている状況が、資料の状況でお分かりになるかと思います。

次に、57ページを見ていただければと思います。最終的ではないんですけれども、今の53ページの修正の議論を経て、57ページですと、今現在の基本条例に近い形でまとめられているという形になります。主に事実関係を中心に条文をまとめられたと。ただ、改正するときは、基本理念に基づいて改正をするというようところで今現在の条文になっている、そんな検討経過を経て今に至っているということになります。

部会の資料の説明は以上になりますが、かなりかいつまんでいきますので、ちょっと見にくいところが多々あるんですけれども、何かしらどういう意見がちょっとあったのか、あるいはこの表現が何でこうなっているのか、少し見ていただければ、当時の議論経過が分かるのではないかとということでつけさせていただきました。

資料の次に参ります。最後の資料になりますが、議員定数の改正条例が提出された際の本会議録の記録を4回分御用意しております。これまでの改正経過の確認のため、最初のほうで御説明しましたが、議員定数関係例規の2枚目、議会基本条例の解説の枠内に議員定数の変遷がちょっと出ていたかとは思いますが、そちらを御覧いただければと思います。昭和の1桁から恐らく都市化と人口増に伴いまして、昭和42年までは少しずつ定数を増やしてきた、増えてきた状況はお分かりになるかと思います。資料としてお配りしたのは、改正条例が議決された定例会名で申しますと、昭和61年の4定、平

成14年の3定に、いずれも4人定数が削減されていますが、その際の本会議記録と、あともう2つなんですけれども、変遷の資料には出てきておりませんが、平成30年の4定と令和4年の4定、いずれも定数の2人削減が提案され、結果、本会議では否決されたものになりますが、合わせて4回分の記録を準備させていただいております。その時々
の改正条例の提案説明、どういう理由でこの定数を変えるのか、その説明なり、あるいは質疑と答弁、賛成討論、反対討論など、議員定数に関して公式な記録として残っているものになります。分量がありますので、読むのが大変かと思いますが、議員定数の過去の経緯やこれまでの様々な議論など、今回検討に当たって必要に応じて活用していただければと存じます。中身の説明は割愛させていただきます。

本日お配りした資料の説明は以上になります。

会長 多くの資料を時間がない中で取りまとめいただきまして、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

始めてしまいましたが、今日及び今後の進め方を改めて皆さんともお話を、御説明させていただきたいなと思っておりますが、今回の諸課題検討会については3つのテーマが前期からの申し送りとして上がってきております。議員定数の削減について、請願、陳情の意見の統一方法について、個人の議員の質問時間等について、3つをやっていくとちょっと收拾がつかなくなってしまうので、一つ一つのテーマごとに皆さんで議論しつつ、検討していきたいというふうに思っております。今回は、今御説明がありましたとおり、議員定数についての議論をしていきたいというふうにまずは考えております。

この間、20年ほど議員定数の変更はなく来ているわけですが、今、事務局からも御説明いただいたとおり、膨大な資料もあるというところで、本日につきましては、1週間ほど前に皆さんのほうにもSideBooksでお配りをさせていただきましたが、今日はこの資料について御不明点等を質問していただきたいなというふうに思っております。中身のほうで各皆さんのいろんな意見、会派の意見とかの話をしてしまうと、ちょっと時間も限られているものではありますので、今日は、まずこの事務局の皆さんのほうで御説明いただいた資料についての御不明点、これはどうなんだ、あれはどうなんだというところを質問していただく。それを踏まえて、皆さん各会派のほうに持ち帰っていただきまして、会派の皆さんのほうにも、今日の話だったり、資料の説明を皆さんが代表して説明していただいて、まずは、杉並区議会、今の48人の皆さんが、この杉並区議会の議員定数の変遷を理解するということが大事ななと思っておりますので、まずそれを持ち帰って各会派で共有していただいて、この件についての議論をしていただく。その各会派で持ち帰っていただいた答えを、改めてフォーマットなどは事務局から送らせてい

ただきますが、8月末ぐらいに、皆さんのほうで各会派で取りまとめていただいたものをその所定のフォーマットに戻していただいて、それを事務局で取りまとめていただいて、3定の最終日の本会議が終わった後、もう一回この会議を持たせていただいて、そこで、皆さん各会派からいただいた、少数会派の方からいただいた意見も含めて、議員定数についてどうしようかというふうな議論を進めていくという流れで考えております。

なので、本日については、まずは今事務局から御説明いただきましたこの資料についての御不明点であったりとか、会派に持ち帰っていただく場合、これは聞いておいたほうがいいなみたいなところをちょっと質問していただいて、今日の会議というふうにしたいなと思っておりますので、そういうふうな前提で皆さんのほうも御理解、御協力をいただければというふうに思っております。

田中（朝）委員 ちょっと会長に今の御説明のことでお聞きしたいんですけれども、8月末までに会派の意見をまとめるというのは、要するに、定数を増やしたほうがいいか、減らしたほうがいいかという具体的なところということですか。

会長 多分会派でまとまるかどうか分かりませんが、今回の資料を基に、会派の皆さんに共有していただきながら、それぞれ会派として、定数を増やしたほうがいいのか、減らしたほうがいいのか、このままがいいのかというところの方向性は御検討いただいた上で、会派としてはこうしたいと、逆にもしかしたら、会派の中でも意見が様々でまとまりませんでしたという結論になるかもしれませんけれども、一回会派として持ち帰っていただいた上で、各会派ごとに方向性、もしくはまとまらないという結論かもしれませんが、それを一回出していただく。それをこの卓上で皆さんで共有しながら、各会派の皆さんの意見も見ながら検討していくというふうな流れになるかなと考えております。

田中（朝）委員 分かりました。

富田委員 私たち会派として持ち帰るのはいいんですけれども、少数会派の方々はどうかというふうに意見集約とか、そういうのをやられるのかなというのが疑問に思ったので質問しました。

会長 これは事務局のほうから少数会派の皆さんにお渡しいただいて、回答してもらおうというのはあまり意味ないですか。そういう形でもいいのかなとは思ってはいるんですけれども、いかがでしょうか。逆に堀部委員とかのほうで代表して取りまとめていただくのは多分労力がかかってしまうと思うので。

議事係長 今、検討会のメンバーが14人という形で決められているもので、少数会派の方々の一人一人を同列に扱うということになりますと、ちょっとまとめ方の部分で、そ

れでいいのかどうなのかというような意見も出てくるかなとは思いますが、ただ、こちらのほうでこういうまとめ方、あくまでも報告するに当たっての責任の主体はこちらの検討会になりますので、そういう形でもということであれば、その方向で対応したいとは思いますが、ちょっと人数が、意見がいっぱい出てくるとまとめるのは、それも大変かなとはちょっと思うところではありますが。

会長 堀部委員とほらぐち委員、御相談なんですけれども、資料はもちろん共有させていただきたいと思っております。代表して今回お二方に出ていただいているので、例えばこれを見て、もし何かある場合は言ってねというふうなお2人に集約するというのはいかがでしょうか。

堀部委員 そういうふうに可能と思いますが、この資料を見て意見を出せといっても、特に新人の方はよく分からないということになるでしょうし、いきなり価値判断を求められても、判断基準が煮詰まっていない段階では、意見らしい意見というのは出しにくいだろうなと思っておりますので、ちょっと進め方は検討していただけるといいかなと思います。

会長 分かりました。では、少数会派の皆さんの進め方は少し検討して、どう検討するのかはもう少し考えさせていただければと思いますが。

堀部委員 そうすると、次回は第3回定例会の終了後ですね。そこでは何を御予定されているんですか。いきなり議員定数を増やすことに賛成だ、反対だという討論めいたことをやるということになるんですか。そうだとすると、やはり意見はそれなりに出してもらわないと、無視されたとか、ややこしい問題が発生しますので、そのあたりの進め方を含めて、今後どうするか御提示をいただいて、その上で調整をさせていただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

会長 3定後に丸、バツ、三角、いろんな意見が出てくると思うんですけれども、私が言うのもどうかと思うんですけれども、なかなかまとまりにくい話なのかなと思います。いずれの議題も前期から申し送っている課題というところで、全員の一致を見るのは本当に至難の業かなと思っている中で、やっぱり私としてはまず、こういうふうな前期からの申し送り事項としての課題があるんだというところと、資料、これまでの変遷も含めて勉強していただくとか、学んでいただく、経緯を知っていただくというところは1つ大きなところかなと思っておりますが、3定後に、各会派の皆さんの状況も踏まえながら、どういうふうな意見、議論していくのかというのは、すみません、まだ明確にこうだということはないんですけれども、皆さんの意見も聞きつつ、ブラッシュアップしていくというふうな感じで、ちょっと抽象的で申し訳ないんですけれども。

副会長 各会派の意見をみんなで共有して……。

会長 今、副会長からもお話がありましたけれども、各会派の意見をまずはみんなで共有しながら、今の現状の杉並区議会の交渉会派及び少数会派の代表のお二方の意見がこうなんだというところをまずは共有するということかなというふうには思っています。

こちらの諸課題検討会で丸だ、バツだ、三角だというふうな結論はなかなか出しにくい。むしろまとまれば出せるとは思いますが、なかなか出しにくい状況の中で、各会派、丸、バツ、三角の意見がありましたというところでの議運への報告になる可能性も高いかなというふうには思っていますが、まずは皆さんのほうでも共有、把握、議論、検討していただくというところは1つ大事なまず一步になるのかなというふうに思っております。抽象的な回答で申し訳ありません。

副会長 皆さんが会派に持ち帰っていただいて、ここでまた同じ意見を共有して、ほかの会派でこういう意見が出ていましたよというのをまた持ち帰っていただいて、積み上げていくというか、ちょっと時間がかかるかなとは思いますが、何かすぐにゴールを早めようという考えではないということは御理解していただければというふうに思っています。重ねての話になっちゃったかもしれないんですが、よろしくお願いします。

富田委員 今回のこの申し送り事項として上がってきた課題なんですけれども、前期のときにも私もその場において、もし削減を前提にするのであれば、申し送り事項としてはどうなのかという意見を出したことがあるんですね。その際に、他の議員から反対を前提としては言っていない、ただ、48人という根拠となるものがないんだと、根拠条例というんですか、そういうところがないから、その部分を議論したほうがいいんじゃないかというような提案だったんですね。23年度に自治法が改正されて、議員定数の条件が撤廃されていますと。48人の根拠が今ないわけで、それを含めて現行の48人がベストなのかどうなのかということを議論しましょうと言っているわけですねというふうに申し送りの課題として提案した理事の方がおっしゃっておりまして、なので、削減するかどうか、増やすかどうかというよりは、今の48人というのをどういう根拠を持たせるのかという議論が必要なのかなと当時私は理解して、申し送り事項としてはいいんじゃないですかというふうに議論した経過があったと思います。これは区議会の理事会の議事録を見れば出てきます。なので、そういうのも含めて皆さん、会派のほうで議論というか、意見集約と、ただし、この根拠を条例上定めるとか、決めるとかというのはすごく難しいことなのかなというのが僕の個人的な印象ではあります。

会長 48の根拠をどういうふうに定めるかということも含めて、多分、こういうところでも議論していく必要があるのかなというふうには思っておりますので、そのあたりも

含めて、今日はその資料に関しての御質問をいただきたいんですけども、それを持ち帰っていただいて、次回のタイミングでは、48人の根拠をこういうふうにしたければいいんじゃないのかとか、それぞれの多分会派ごとの御意見、委員の皆さんの御意見もあるかと思うので、次回のタイミングになるかと思うんですけども、お知らせ、御共有いただければというふうに思っております。

進め方についてほかに何かありますか。なければ、先ほど議事係長から御説明いただいた資料についての質問に移っていきたいと思いますけれども、よろしいですか。——では、先ほど係長から御説明いただきました今日の諸課題検討会の資料について、質問がある方は挙手をお願いいたします。

富田委員 細かい資料を準備していただいて、本当にありがとうございます。大変参考になりました。

資料の1番目の23区等の議員定数調査の一覧について先ほど説明をいただきました。この表の項目として、人口と条例定数、人口を条例定数で割ったときの議員1人当たりに対する人口の数という形で、それが杉並区が上から8番目というところでした。これは何を示しているかという、人口に対する議員の割合が多いか少ないかをこれで見られるというところだと思うんです。杉並区よりも人口が多いということは、人口に対する議員定数の割合が少ないところということですね。逆に言うと、杉並区よりも1議員当たりの人口数が少ない自治体が今、15区あるんですけども、それについては、人口に対する議員定数の割合が杉並区よりも多い自治体という認識でよろしいですね。

議事係長 これは単純に割り算をしただけですので、今の御認識でよろしいかなと思いますが。

富田委員 今の認識でよろしいということで、要するに1自治体の総人口に対する議員定数の割合というのが、杉並区よりも多い自治体が23区中15区、半数以上、3分の2に達するというふうに見て取れるというところがこの資料の意味合いだというふうに思っておりますが、そういう認識で間違いないですか。

議事係長 ここの数字をどう見るかというのは、それぞれまたちょっと見方が違う方もいらっしゃるかもしれないので、一概にそこを意図してというわけでは必ずしもないんですが、ただ、単純に比較する場合、今までの議論の中でも1人当たりの人口ということは、大体いつも出てくる議論になるので、取りあえず今現状の状況がどうか、一応お示ししたほうがいいのかと思って作ったというところになります。

会長 補足しますと、23区以外に杉並区の人口に近い自治体、江戸川区の下の方です。船橋市、川口市、鹿児島市などありますけれども、そのあたりも含めて事務局のほうに

は調べていただいております。大体50万人から60万人ぐらいの都市、このあたりであれば杉並区と人口数としては同じぐらい。全国の23区以外の人口が同じぐらいの自治体の議員数というところも一応比較として資料としては出してもらっていますが、これを見て多い、少ないと捉えるのは、多分各議員の皆さんの個人個人の判断によるところなのかなと思いますが。一応補足です。

富田委員 もう1つ、次の資料で議員定数関係例規のほうの2の杉並区議会基本条例の点線の括弧内、議員定数の変遷です。昭和7年から36人だったものが、平成15年には48人というところで、この変遷で、できれば、人口がどういうふうに動いてきたのかというのも見たいなというふうに思うんですけども、これはやっぱり自分で調べないとあれですか。何か手元に今資料とかはあったりしますか。

議事係長 申し訳ないです。手元にはないです。この資料も作るのに、たしか昔、倉庫を結構探して作った経緯がありまして、人口の古いところまで杉並区史とかに出ているかどうか。調べられたら、調べてみたいと思いますが、そんなところですよ。

富田委員 調べるのもすごく大変ということで、無理に調べてくださいという話ではないので、こちらで調べてみます。

ちなみに平成14年5月のときに、52人から48人に定数が減ったとき、この当時は2002年なのかな、こちらで議事録等を出してもらったやつを見ると、当時は人口が50万8,748人と、今年の6月1日現在の杉並区の人口は58万1,518人と、7万2,770人増加しているというのが数値として見て取れると思います。参考としてですが。

議員定数を削る条例案が議員提出議案としてこの間、出ていて、その議事録も、平成30年と令和4年ですか、資料として添付していただいております。直近の令和4年のものや、平成30年は僕もいたか、結果的に否決はされているんですけども、何対何で否決されていたかとかというのは、今、手元に資料はありますか。

議事係長 ちょっと手元にないんですが。この頃ですと、ホームページに賛否の状況が出ているかとは思いますが、恐らく賛成された方は少なかったかなという気がしております、ここ最近ですと。

富田委員 試すような聞き方をして申し訳ありませんでした。ホームページで事前に確認をしていました。（「持っているのか」と呼ぶ者あり）はい。平成30年の第4回定例会で議員提出議案第3号として議員定数条例の一部を改正する条例が出されたとき、結果的には賛成7、反対40で否決をされております。また、令和4年第4回定例会で議員提出議案第9号議員定数条例の一部を改正する条例、こちらのほうだと賛成5、反対41、欠員が1人いらっしやったのかなという形で否決をされているという状況です。近年の

定数を削減するというような条例については、大方そういう結果が出ているというのも参考に皆さんしていただければと思います。

以上です。

会長 ちょっとむちゃ振りかもしれないですけども、平成14年ないし15年に52人から48人に議員の定数が削減されました。そのときにいらっしゃったのが堀部委員なんですけれども、もし何か当時の思い出話とか、こんなことがあったぞみたいなのがあれば、せっかくの場なので、ぜひ何か御披露いただけるとうれしいなと。むちゃ振りで申し訳ありませんが。

堀部委員 随分むちゃ振りが来ましたが、大分夜遅くまでやった記憶はあります。あの当時、私も提案者に入っていましたので、質疑のときに一人一人当てられていろいろ答弁をした覚えがありました。提出の過程は必ずしも民主的なものではなかったもので、反発される方々の御意見はよく分かりましたし、混乱とは言いませんけれども、たしか共産党の議員さんは全員質疑をいただいていたというようなことがありました。なので、唐突に出しても通らないということはあると思いますし、通そうと思うと、陰でまとまっていきなり出してくるかのような、そういうことがあったとは言いませんけれども、そういうふうには受け止められても仕方ない状況だったと思いますので、あまりそういう状況にならないようにするというのが大事なのかなというのが感想です。

会長 結構分厚い資料だったんですけども、コンパクトに今まとめていただきまして、ありがとうございます。過去、平成14年のときも、今、堀部委員がおっしゃったように、委員会を通す、通さないというところで1つ大きな議論になって、共産党の当時の先生方が1人ずつ演壇に立って質問、再質問を繰り返したというふうな経緯もありました。そういった経緯もありつつ、それから20年ぐらいたった今、またそういうふうな、もしかしたら、杉並区議会としても議員の定数を考える時期に来ている中で、しっかりと議論を進めながら、委員会を通すのかどうかは分かりませんが、まずは我々、今回、諸課題検討会というふうな場が設けられたわけですので、なかなか結論がどういうふうになるのかは分からない部分がありますけれども、皆さんと丁寧に議論しつつ、前回、平成14年のときに不満に思っておられた方がいないような形で、皆さんがある程度納得いくような結論、方向性、進め方というところを進めていきたいなというふうには思っております。

堀部委員、ありがとうございました。

安田委員 資料をたくさん出していただいてありがとうございます。杉並区のこれまでの議論の経緯などは、こちらを熟読して学ばせていただこうと思っているんですが、追加

でお願いすることは可能なのでしょうか。例えばなんですけれども、この地方議会の議員定数に関する研究論文とかを CiNii とかを調べるといろいろ最新のものも幾つか出てくるんですけれども、フリーで読めるものもあれば、読めないものもあるという中で、またそういった論文を、そういった考察を委員や議員が見られるような形で御供与いただくとか、そういったことが可能かどうかというところが……。もしできれば読みたいなどと思ひまして。

わたなべ委員 今の論文か何かは政務活動費でそれぞれの議員がやるべき話だと思うので、そこまで事務局の手を煩わせる必要は私はないかなというふうに思いますので、意見です。

安田委員 確かにそのように思いました。ただ、その方向性として、こういう論点があります、それもそれぞれ学んで、ここで共有して議論すればいいということになりますよね。承知しました。

小池委員 ちょっと確認させていただきたいんですけれども、ホームページのほうの本会議、委員会の記録だと、平成15年の1定の臨時会以降の本会議録とか、議運の委員会記録の記載だと思うので、平成14年の3定に出てきた議案の賛否であつたりとか、経緯というのは、冊子のほうで確認することができるということによろしいですか。

議事係長 平成14年3定の賛否の記録ということであると、ちょうど一番最後の最終ページに記名投票しているので、出ている形にはなりますが、ホームページでたしか出ていない時代のものなんですけれども、紙の本会議録で一応図書室、あるいは事務局のほうで閲覧することは可能です。

会長 ほかにございますか。大丈夫そうですか。

《次回の検討会に向けた委員の意見調査について》

会長 そうしましたら、資料も膨大で恐縮ではありますが、ちょっとこちらのほうを会派の皆さんにも御共有いただきながら、夏休みの宿題ではないですけれども、8月末頃までに、各会派もしくは少数会派の意見を取りまとめていただきつつ、次回の検討会に向けて、皆さんのほうでも議論、検討していただければと思います。追ってそのフォーマットなどはお配りする形になりますけれども、現時点で今日のこの会を受けた意見だったり、400字程度なのか、800字程度なのか分かりません。後日フォーマットを送付しますので、そちらのほうに会派の御意見を御記入いただければと思います。

先ほど申し上げたとおり、LINE WORKS のアンケート機能を用いて調査を行いますので、各委員におかれましては、8月29日の金曜日までに御回答いただけますと助かりま

すので、御協力をいただければと思います。それを今度事務局のほうで1回取りまとめさせていただいて、3定が終わった最終日、10月の中旬ぐらいだったと思いますけれども、本会議後に、またこの諸課題検討会の場を設けさせていただいて、皆様と議論を、意見交換などもしていきたいというふうに考えております。

これについて何か御意見がある方、御不明点、いらっしゃいますか。——これは事務局のほうからまた LINE WORKS で皆さんにお送りいただけるということでよろしいですよ。

事務局次長 意見募集、意見調査ということだと思えますけれども、何字程度とか、その辺はまた、この後決めるような感じでやりますかね。一応フォーマットを事務局のほうで作ろうかと思えますけれども、その辺は……。

会長 それは我々と打合せをさせていただいて。

事務局次長 分かりました。

会長 いずれにせよ、フォーマットを皆さんのほうにお送りしますので、そちらのほうに回答の御協力をよろしくお願いいたします。

こちらについて、何か御意見はありますか。大丈夫ですか。

《次回の開催日程について》

会長 では、最後に、次回の諸課題検討会の開催日程についてお伝えいたします。

再三お伝えしておりますとおり、次回、皆さんから8月29日までにいただいたアンケートを事務局のほうで取りまとめていただいて、次回は第3回定例会最終日の本会議終了後なので、10月中旬ぐらいに開催させていただきます。次回は第3回定例会最終日、本会議終了後になりますので、お忙しい中恐縮ではありますが、ぜひこちらのほうに御出席いただければと思います。

ほかに何か。

小池委員 今日の議題の最初のところの会議の記録について本日から公開ということなんですけれども、会議の記録はホームページの杉並区議会の「会議の記録」の「その他の会議録」のところに掲載されるということでしょうか。

それともう一点質問が、今回諸課題検討会に出されている資料というのはSideBooks以外では区民には公開される予定はないのでしょうか。どういったことが行われているのかということを公開したほうがよろしいのではないかなと、私としては思っています。

議事係長 一応こちらの諸課題検討会の記録の扱いなんです、取りあえず理事会でやっている運用と同じ形でやったらどうかと、取りあえず類似な扱いでやると、ちょっと

やりやすいというところもありまして、会議録を入れるところも、その他で、通常のいわゆる委員会、本会議録のシステムとは別なところで、理事会とか全員協議会とかがあるその他のところに入れたいと思っています。

資料の扱いについては、理事会が資料については外に出していないというところもあって、取りあえず今のところそういう考えはなかったんですけども、出したほうがいいというようなことがあれば、ちょっと検討したいなと思いますが。

会長 ちょっと補足で。この議事録については理事会と同じく要点筆記、要点筆記といってもほとんど議事録として残っている、それは公開します。そこはもう決めている。資料については、議事録とかは区民の皆さんも見られるものなので、そのあたりは、議事録を過去のこういうふうなやり取りがありましたというのを見ていただくというところでもいいかなと思ひまして、事務局のほうで取りまとめていただいた資料もありますので、これはそんなに多くないんですけども、これはもう引き続き、さっき係長もおっしゃったように、特にオープンにしないで私もいいかなと思っています。ある程度話が進んできて、この諸課題検討会としてこういうふうな方向性になりましたみたいなときには、資料として公開してもいいのかなと思いますが、まだ現時点では、今、理事会と同じ取扱いというところで、公開はしない方向で考えております。なので、今ある議事録とかを区民の皆さんには御覧いただくというふうな形で御案内いただければなと思います。

小池委員 それと諸課題検討会のメンバーなどが入っているページも、区議会の「広報・その他」というふうなところになっているので、委員会ではないからということだとは思いますが、議運の委員会とかは会派のところと一緒に、議員の所属しているものが出てくると思うんですけども、「広報・その他」というところに入っているのが分かりにくいかなと思ったんですけども、これはここに入れなくてはいけない理由があるのでしょうか。

議事係長 諸課題検討会の位置づけが、議運から指定された課題を検討するという非常にレアケースな検討会で、あと期限的なものも定められていますので、じゃ、どこに入れるかと、単独で何かつくれる性質のものかというのと、そうでもないのかな、「広報・その他」で、今あるメニューといいますか、分類の中では適当なところなのかなということで、そこに入れているというのが現状でございます。

会長 ほかに何か御不明点、御質問はありますか。大丈夫ですか。——それでは、次回諸課題検討会は第3回定例会最終日の本会議終了後の開催と決定いたします。日程の詳細については、第3回定例会の告示日以降に事務局から改めて連絡いたします。

繰り返しになりますけれども、後日、フォーマットをお送りしますので、皆さん各会

派でも、こちらの資料を共有、検討いただきまして、8月29日までに所定のフォーマットにて御回答いただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の検討会はこれで閉じます。

(午後 1時55分 閉会)